



UC コーポレートカード

カード使用者届<会社主債務(会社決済・組織決済)用>

*「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項」はお手元に大切に保管してください。

個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項

カード使用者として申込みをされた方(以下契約成立により申込者がカード使用者となった場合を総称して「カード使用者」と称します。)は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意します。

第1条(個人情報の収集・保有・利用・預託)

(1) カード使用者は、今回のお申込みを含む株式会社クレディセゾン(以下「当社」と称します。)との各種取引(以下「各取引」と称します。)の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」と称します。)を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。

- ① 各取引所定の申込時もしくは各取引において、カード使用者又は管理責任者が申込書に記載し、もしくは当社所定の方法により届出たカード使用者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、職業、勤務先等の事項
- ② 各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、決済口座情報
- ③ カード使用者又は管理責任者の来店、問い合わせ等により当社が知り得た情報(映像・通話情報を含む)
- ④ オンラインショッピング利用時の取引に関する事項(氏名、Eメールアドレス、配送先等を含む)、ネットワークに関する事項、端末の利用環境に関する事項その他の本人認証に関して取得する情報
- ⑤ 官報や電話帳等一般に公開されている情報

(2) 当社が各取引に関する管理、その他の業務の一部又は全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限って利用する場合があります。

第2条(個人情報の開示・訂正・削除)

- (1) カード使用者は、当社に対して、自己に関するカード使用者の個人情報の開示請求を求める場合には、後記【問い合わせ・相談窓口等】にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。
- (2) 万一当社の保有するカード使用者の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第3条(本同意条項に不同意の場合)

当社はカード使用者が各取引のお申込みに必要な記載事項(各取引の申込書で

カード使用者が記載すべき事項)の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることがあります。

第4条(カード使用者情報の提供・利用)

カード使用者は、当社が保護措置を講じたうえで第1条(1)①及び②の情報のうち法人会員の業務に必要な情報を法人会員に提供し、法人会員が業務上の目的で使用することを同意します。

第5条(合意管轄裁判所)

カード使用者と当社の間で個人情報について、訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、カード使用者の住所地及び当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所といたします。

第6条(条項の変更)

本同意条項は当社所定の手続きにより変更することができます。

■個人情報保護管理者

当社では、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、個人情報管理総責任者(コンプライアンス担当役員)を設置しております。

【問い合わせ・相談窓口等】

1. 商品等についてのお問い合わせ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
2. 規約についてのお問い合わせ・ご相談はユーシーカードコミュニケーションセンターにご連絡ください。

お問い合わせ事項	相談窓口	住所・電話番号等
・個人情報の開示・訂正・削除(第2条)、その他当社が保有する個人情報について ・その他本規約全般について	UCカード コミュニケーション センター	東京都中野区江原町 1-13-22 ユビキタス 株式会社クレディセゾン (東京)03-6893-8200 (大阪)06-7709-8555 URL https://www2.uccard.co.jp 関東財務局長(13)第00085号

2020年1月現在

入会申込者控

【「UCコーポレートカード使用者届(会社主債務用)」のご提出方法】

ご記入例を参考にお申込人ご記入欄及び企業ご担当者様記入欄を全てご記入のうえ、下記へご送付願います。

●送付先

〒165-8601 東京都中野区江原町1丁目13番22号ユビキタス
株式会社クレディセゾン
〔407〕UCコーポレート入会受付担当 行

お申し込みにあたってのご注意

- ご提出いただいた書類はご返却できませんのであらかじめご了承ください。
- カード発行手続きに際し、お勤め先またはご自宅へ連絡させていただく場合がございます。

(ご記入例)

企業ご担当者様記入欄を
すべてご記入ください。

ご記入がない場合は当社
で設定させていただきます。

カード券面上に表示されま
すので、お名前と同一名で
ご記入ください。

お申込人ご記入欄をすべて
ご記入ください。
(選択欄はいすれかを必ずお選
びください。)

〔カード会社送付用〕 UCコーポレートカード使用者届 〔コーポレートカード会員用〕

株式会社 クレディセゾン 中野 12007

申込日 2020年2月1日

記入欄で不明な点も、すべてに該当しない限りは必ず記入してください。
※「企業ご担当者様記入欄」は、ご記入がなくても構いませんが、ご記入いただくことで、ご記入の正確性を確保いたします。

当社は、下記「お申込人ご記入欄」に記入の者をカード使用者として承認いたしますのでカードの発行をお願いします。

企業ご担当者様記入欄

会社名 池袋商事株式会社

代表取締役 管理 次郎

営業部

〒111-0001 東京都豊島区池袋1-2-3

会社コード 50

キャッシング 10万円

年会費 0円

カードタイプ ①一般 ②ゴールド

利用可能枠 50万円

お申込人ご記入欄

お名前 池袋 太郎

イタワ クロ タロウ

First Name (姓) TARO DAIBA

Last Name (名) イギョウカチョウ

生年月日 40年12月2日

性別 ①男 ②女

職業 営業課長

〒110-0000 東京都千代田区千代田1-1-1

TEL 03-XXXX-XXXX

暗証番号 5640

UC CARD

暗証番号をご記入後、この
シールをお貼りください。

【ETCカードをお申し込みの場合】

ETCカードをお申込みの場合は以下のETC特約もご確認ください。

UC ETCカード特約(法人カード・会社主債務決済コーポレート会員用)

よくお読みください。大切に保管ください。

第1条(本特約の主旨)

本特約は、法人会員及びコーポレート会員(以下「法人会員」と総称します。)、または法人会員に代わってETCカードを使用する方(以下「カード使用者」と総称します。))がETCシステムを利用することにより発生する通行料金等をクレジットカード利用代金と合わせて決済するための特約を定めるものであり、法人会員及びカード使用者は本特約を承認し、別途道路事業者が定めるETCシステム利用規程を合わせて遵守してETCシステムを利用するものとします。

第2条(用語の定義)

本特約における次の用語は、以下のとおり定義するものとします。

- ETCシステムとは、ETC利用者が、ETCカード及び車載器、ならびに道路事業者の路側システムを利用して、道路事業者所定の料金所を止まることなく通過し、通行料金をクレジットカード等により決済するシステムをいいます。
- ETCカードとは、車載器を起動させ、道路事業者が運営するETCシステムの利用者を識別するための媒体をいいます。
- 車載器とは、法人会員がETCシステムを利用するために車載に設置し、路側システムとの間で料金決済に必要な情報の通信を行うための機器をいいます。
- 路側システムとは、道路事業者所定の料金所のETC車線に設置され、車載器と無線により通行記録の作成等に必要情報を授受する装置をいいます。
- 道路事業者とは、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方道路公社または都道府県もしくは市町村である道路管理者のうち、ユーザーカード株式会社がETCシステムによる通行料金等の決済契約を締結したものをいいます。
- 通行記録とは、道路事業者が道路の通行または利用について徴収する料金をいいます。
- 通行記録とは、ETCカード利用時にETCシステムに登録される利用履歴及び当該有料道路の通行に係る料金の額、その他通行に関する記録をいいます。
- ETC-ID番号とは、ETCカード表面にエンボスされた「80」から始まる19桁の数字をいいます。

第3条(ETCカードの発行と管理)

- 法人会員及びカード使用者は、ETCカードを他人に貸与、預託、譲渡もしくは担保に提供すること、ETCカードの占有を第三者に移転することは一切できません。
- 前項にかかわらず、法人会員から事前の申込があり、当社が適当と認めた場合は、法人会員の役員に対してETCカードを貸与することができるものと、ETCシステムの利用により発生する通行料金等の支払いは法人会員の責任とします。
- 本条第2項、第3項に違反して、ETCカードが第三者に利用された場合、ETCシステムの利用により発生する通行料金等の支払は法人会員及び当該ETCカード使用者の責任とします。
- ETCカードの有効期限は、当社が指定する日までとし、ETCカードの表面に印字します。
- ETCカードの有効期限が到来する場合、当社は引き続き法人会員ならびにカード使用者として適当と認めた方に、新しいETCカードとETCカード特約を送付します。なお、有効期限内のETCカードの利用により発生した通行料金等の支払については、有効期限経過後といえども本特約の効力が維持されるものとします。

第4条(ETCカードの利用方法)

- カード使用者は、道路事業者の定める料金所において、ETCカードを挿入した車載器を介し路側システムと無線で必要情報を授受することと通行料金の支払いができます。
- カード使用者は、道路事業者の定める料金所においてETCカードを提示することで通行料金の支払いができます。

第5条(ETCカードの利用により発生した通行料金等の支払い及び利用可能枠)

- 当社は、カード使用者がETCカードを利用することにより発生した通行料金等を、ユーザーカード株式会社が道路事業者と

締結した契約に基づき道路事業者より受領した通行記録等を基に、指定カードのご利用代金と合算して請求し、会員規約の定めるところにより支払義務のある者(以下「支払義務者」と総称します。))がこれを支払うものとします。

2. 前項に基づくETCカードの利用により発生した通行料金等の支払に際して請求された内容に疑義がある場合は、支払義務者と道路事業者との間で解決するものと、当社への支払義務を免れないものとします。

3. カード使用者は、指定カードの利用可能枠の範囲内でETCカードを利用することができます。指定カードの利用可能枠を超えて法人会員がETCカードを利用した場合、支払義務者は当然にその支払いの責を負うものとします。

第6条(ETCカードの解約及び利用停止と返却)

- 法人会員またはカード使用者は、会員規約の定めるところにより当社あて所定の届出書類を提出することにより、いつでも本特約を解約することができます。この場合、支払義務者は、当社に対して解約日までに発生したETCカード利用による通行料金等の全額を支払うものとします。
- 法人会員及びカード使用者が指定カードを退会またはその地位を喪失した場合、同時に本特約に基づく会員資格も喪失するものとします。
- 法人会員もしくはカード使用者が本特約または指定カードの会員規約に違反した場合、ETCカードもしくは指定カードの使用状況が不適切な場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知、催告を要せず、ETCカードもしくは指定カードの使用を停止すること、または会員資格を喪失させることができ、これらの措置とともに道路事業者に当該ETCカードの無効を通知することがあります。
- 事務手続きの都合その他の事由により、ETCカードを解約または資格喪失した以降に、ETCカード利用による通行料金等の売上計上された場合、支払義務者は、当該売上を本特約に基づき当社に支払うものとします。

第7条(ETCカードの紛失・盗難・毀損・変形の場合の届出義務及び再発行)

- 法人会員またはカード使用者が、ETCカードを紛失し、もしくは盗難にあった場合、またはETCカードが毀損もしくは変形した場合は、直ちに当社に届け出るものとします。なお、届け出を行う際、ETC-ID番号の通知を要することとします。
- 当社は、当社が適当と認めた場合にETCカードを再発行します。その場合、法人会員は、当社所定の手数料を支払うものとします。
- ETCカードの紛失・盗難の場合の法人会員の責任は、指定カードの会員規約に定めるカード紛失・盗難時の規定に準じます。
- 法人会員またはカード使用者がETCカードを車内に放置していたことにより紛失または盗難にあった場合、紛失・盗難について法人会員またはカード使用者に重大な過失があったものとみなします。

第8条(ETCカードの年会費)

- 法人会員またはカード使用者は、当社に対し指定カード所定の年会費とは別にETCカード所定の年会費を支払うものとします。なお、ETCカードの年会費の支払方法はETCカード利用代金と同様とし、支払日は当社所定の時期によるものとします。
- 際にお支払済みのETCカードの年会費は、理由の如何を問わず返却できません。

第9条(免責事項)

- 法人会員またはカード使用者は、当社に対し指定カードの利用により発生した通行料金等の決済に関する事項を除き、ETCシステム及び車載器に関する一切の紛争の解決、及び損害賠償の責任を負わないものとします。

第10条(個人情報の取り扱い)

- 法人会員及びカード使用者は、ETCカード発行の申し込み時に登録した個人情報、及びETCシステム及びETC前払割引の利用に基づき道路事業者が作成しユーザーカード株式会社に送付する通行記録等及び請求データを、当社が必要な範囲で利用することを了承します。

第11条(会員規約の適用)

- 当社は、前項の情報を目的外利用及び第三者への開示または漏洩をしないよう、当社の責任において適切に管理します。

第12条(本特約の変更等)

- 本特約に特に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。

当社は、第5条に基づくETCカードの利用により発生した通行料金等の決済に関する事項を除き、ETCシステム及び車載器に関する一切の紛争の解決、及び損害賠償の責任を負わないものとします。

第11条(会員規約の変更等)

会員規約第21条(規約の改定並びに承認)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、会員規約第21条(規約の改定並びに承認)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

2020年1月現在

